

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院院内保育施設運営業務委託にかかる プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「当法人」という。）における院内保育施設運営業務委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

岐阜県立多治見病院院内保育施設運営業務

(2) 業務内容

当法人職員の子（乳幼児）を対象とした院内保育施設の運営全般（詳細は、別紙「岐阜県立多治見病院院内保育施設運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。）

(3) 運営委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 予定委託額（限度額）

期間中総額 585,821,500円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。
提案内容の見積金額はこの額を超えてはならない。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、次の資格要件すべてに該当する者に限る。

- (1) 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第45号）第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処され、その執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ①民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。
 - ③破産法（平成16年法律第76号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 次に掲げるすべての実績があるものであること。

- ①認可保育施設又は認可外保育施設で3年以上の運営実績（業務委託契約による運営も含む）
- ②病院内保育施設の運営実績（業務委託契約による運営も含む）
- ③定員60名以上の保育施設の運営実績（業務委託契約による運営も含む）
- ④24時間保育及び夜間保育等の契約実績
- ⑤病児・病後児保育の契約実績

4 実施スケジュール

内 容	期 間
公告及び実施要領の交付期間	令和5年9月4日（月）～9月29日（金）
プロポーザル参加申込み期間	令和5年9月4日（月）～9月29日（金）
基本仕様書に係る質問書の受付期間	令和5年9月4日（月）～9月15日（金）
基本仕様書に係る質問書への回答期限	令和5年9月22日（金）
提案書に係る質問書の提出期限	令和5年10月6日（金）～10月13日（金）
提案書に係る質問書への回答期限	令和5年10月20日（金）
提案書の提出期限	令和5年11月2日（木）
プレゼンテーション実施	令和5年11月中旬予定
審査結果の通知	令和5年11月下旬予定

5 手続き等

(1) 事務局

〒507-8522 岐阜県多治見市前畑町5丁目161番地
 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
 総務課福利厚生担当（担当：棚村、尾方）
 電話番号 0572-22-5311（代表） 内線 2313
 電子メール ogata-miho@tajimi-hospital.jp

(2) 実施要領、提出書類の様式の交付

本要領、提出書類の様式等は、次のとおり希望者に対して交付する。

- ①交付期間 令和5年9月4日（月）から9月29日（金）まで
土・日を除く、各日午前9時から午後5時までとする。
- ②交付場所 上記（1）に同じ
- ③交付方法 交付場所において、直接交付する（郵送による交付は行わない）。
また、当法人ホームページからもダウンロードすることができる。

(3) プロポーザル参加の申し込み

本件プロポーザルに参加し、提案書を提出しようとする者は、参加申込書（様式第1号）及び業務実績書（様式第2号）を各1部提出すること。

①提出書類

- ・参加申込書（様式第1号） 1部
- ・業務実績書（様式第2号） 1部

②申込受付期間 令和5年9月4日（月）から令和5年9月29日（金）まで

③提出先 上記（1）に同じ

④提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

ただし、持参の場合は、土・日・祝日を除く、各日午前9時から午後5時までとする。郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

(4) 基本仕様書に係る質問の受付及び回答

質問がある場合は、以下のとおり質問書（様式第3号）により提出すること。

①質問の受付

- ・期 限 令和5年9月15日（金）午後5時まで
- ・受 付 5（1）に同じ
- ・方 法 持参、郵送又は電子メールとする。なお、持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること。

②質問の回答

令和5年9月22日（金）までに参加申込書提出者全員に、電子メールにより送付する。
また、回答が前記期限より遅延することが生じた場合は、同様に電子メールにより連絡する。
なお、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

(5) 提案書に係る質問の受付及び回答

質問がある場合は、以下のとおり質問書（様式第3号）により提出すること。

①質問の受付

- ・期 限 令和5年10月13日（金）午後5時まで
- ・受 付 5（1）に同じ
- ・方 法 持参、郵送又は電子メールとする。なお、持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること。

②質問の回答

令和5年10月20日（金）までに参加申込書提出者全員に、電子メールにより送付する。
また、回答が前記期限より遅延することが生じた場合は、同様に電子メールにより連絡する。
なお、質問の回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

(6) 参加の辞退

参加申込書を提出した後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
なお、既に提出された書類は返却しない。

(7) 業務内容提案書等の提出

プロポーザル参加者は、業務内容提案書等を作成し、提出すること。

①提出期限 令和5年11月2日（木）午後5時まで

②提出先 5（1）に同じ

③提出部数 業務内容提案書等 7部
電子媒体（CD-R） 1枚

④提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。
ただし、持参の場合は、土・日・祝日を除く、各日午前9時から午後5時までとする。郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

⑤提出書類

ア) 業務内容提案書

- ・次の項目ごとに「仕様書」を踏まえ記載すること。
 - A) 運営方針・組織運営（保育所運営にあたっての基本的な考え方・保育理念等、保育の質の向上や改善のための取り組み、職員の研修制度、個人情報の取扱い、病院及び保護者との連絡体制、保育士のバックアップ体制、緊急事態への対応他）
 - B) 安全・衛生・感染対策・健康管理のための取り組み
 - C) 保育内容（年間計画、一日の流れ、病児保育・延長保育・夜間保育等）

- D) 職員の配置・確保計画、業務開始までのスケジュール等
- E) その他（運営にあたっての独自の事業や特色等の提案、企業主導型保育事業等の助成金交付申請等の支援他）

※留意事項

- ・様式は任意様式とし、原則、A4版で作成し、プレゼンテーションし尽くせる範囲とすること。
- ・A3版を使用する場合には、A4版の大きさに折り込んで綴ること。
- ・文章を補完するためのイラスト、イメージ図、写真の挿入は可とする。
- ・業務提案書にはページ番号を付すこと。

イ) 会社概要書（様式第4号）

ウ) 運営委託費見積書（様式第5号）及び算出方法（様式自由）

見積条件は、仕様書のとおり

エ) 当該法人に係る財務諸表

直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、その他法人の財務の状況を明らかにすることができる資料）

⑦その他

- ・書類提出後の追加、変更はできない。
- ・書類の作成、提出に要する経費は参加者の負担とする。
- ・提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ・原則、A4版で作成、印刷すること。A3版を使用する場合には、A4版の大きさに折り込んで綴ること。
- ・日本語の文章とし、難解な用語の使用は極力避け、平易な文章とすること。
- ・提出書類は冊の製本の体裁として提出すること。但し、各書類のコピー等が容易なよう、ホッチキス止めや糊付けを行わず、フラットファイル等に綴じるなど、書類が容易に分解できる体裁とすること。

6 プレゼンテーションの実施

以下のとおり、審査を受けるプロポーザル参加者から審査員に対し、プレゼンテーションを実施する。正式な開催日、時間割等については別途通知する。

(1) 開催予定日

令和5年11月中旬を予定

(2) 場所

岐阜県立多治見病院 中央診療棟3階会議室を予定

(3) 実施方法

参加者は各社3名以内、プレゼンテーションの制限時間は20分以内とし、説明後に質疑応答の時間を20分程度設ける。

(4) その他

- ・プレゼンテーションの内容は、業務内容提案書に沿った内容によって行うこと（プロジェクターの使用は可）。
- ・プロポーザルの参加にかかる費用は参加者の負担とする。

7 審査及び契約候補者の選定

(1) 選定方法

「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院院内保育施設運営業務委託契約候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の委員が、提案書及びプレゼンテーションの結果を総合的に審査し、契約候補者を選定する。

(2) 結果の通知

審査結果は11月下旬までに参加者すべてに通知する。

なお、選考の理由、経過、結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

①参加申込み後に「参加資格要件」を満たさないことが判明した者

②提案書類の提出期限やプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

③提出書類に虚偽の記載をした者

④契約候補者選定までの間に、選定委員又は事務局職員に対し不正な接触や営業活動を行った者

⑤契約候補者選定までの間に、社会的信用を損なう行為を行い、参加者として相応しくないと委員会が認めた者

8 契約の締結

(1) 選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。

ただし、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、選定委員会の審査により次点となった者と契約協議及び契約締結を行うこととし、以下同様とする。

(2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

(3) 契約金額については、実際の入所児の人数によって必要な保育士数が増減することが予想されるため、業務量等を勘案し、年度ごとに交渉し決定する。

9 その他

(1) 要求された内容以外の書類等は受理しない。

(2) 提出された参加申込書、業務内容提案書等の資料は返却しない。

(3) 参加申込書及び業務内容提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

(4) 提出された参加申込書、業務内容提案書等の資料は、本手続きに関する作業において必要な範囲で複製を作成することがある。

(5) 提出された参加申込書、業務内容提案書等の資料及び複製は、前号以外に提案者に無断で使用しないものとする。

(6) その他不明な点については、本件事務局(5(1))に照会すること。